

平成 21 年 3 月 18 日

株 主 各 位

ターボリナックス株式会社

代表取締役社長 矢野 広一

「第 15 期定時株主総会招集ご通知」の重要な後発事象の発生による追加訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます

平成 21 年 3 月 11 日付に当社「第 15 期定時株主総会招集通知」をご送付いたしました後に、重要な後発事象の発生による追加訂正すべき事項が生じました。謹んでお詫び申し上げますとともに、会社法施行規則第 65 条第 3 項に基づき、本ウェブサイトをもって下記のとおり追加訂正のご連絡をさせていただきます。

敬具

記

(下線\_\_は追加訂正部分を示します。)

1. 29 ページ及び 46 ページ それぞれのページの一番最後に追加  
(追加)

(第 9 回新株予約権の取得及び消却)

当社は、平成 21 年 3 月 12 日開催の取締役会において、平成 21 年 2 月 20 日に発行いたしました第 9 回新株予約権(第三者割当)につき、下記のとおり、全新株予約権を取得し、取得する自己新株予約権を消却することを決議し、平成 21 年 3 月 26 日付けにて、残存する第 9 回新株予約権の全部の取得及び消却を行いました。

1. 取得及び消却する新株予約権の名称

ターボリナックス株式会社第 9 回新株予約権

2. 取得日及び消却日

平成 21 年 3 月 26 日

3. 取得及び消却の方法

第 9 回新株予約権の発行要項 13 の②に基づき、平成 21 年 3 月 26 日において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個当たり 598,200 円(本新株予約権の払込金額)の価額(総額 53,838,000 円)で上記取得日において取得し、当該取得した新株予約権の全てにつき、上記消却日において会社法第 276 条に従い、自己新株予約権として消却します。なお、今回の取得・消却により、本新株予約権の残存数はゼロになります。

4. 取得及び消却の理由

当社は、財務基盤の強化及び企業価値の向上を目指し、新規事業及び既存事業への投資資金及び運転資金への充当を目的として、第 9 回新株予約権を発行いたしました。行使価額(22,770 円)と実勢価額が乖離しており、当初想定していた資金調達が進展せず上記目的が困難となっております。機動的な資金調達を図るためにも、平成 21 年 3 月 12 日付けでお知らせいたしました「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」にて記載のとおり新株予約権を発行することから、潜在的な希薄化を考慮し、割当先との協議の結果、第 9 回新株予約権を当社が取得し、消却することといたしました。

5. 業績に与える影響

平成 21 年 3 月 12 日付けでお知らせいたしました「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」にて記載のとおり新株予約権を発行することから、約 1 ヶ月程度資金調達が遅れるものの、本新株予約権の取得及び消却における当社の業績に与える影響は現時点では軽微であります。

(第10回新株予約権の発行)

当社は、平成21年3月12日開催の取締役会において、平成21年4月2日を割当日とする第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。

1. 新株予約権の割当日

平成21年4月2日

2. 新株予約権の割当を受ける者

China Satcom Investment Limited

3. 株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 72,000 株

4. 発行する新株予約権の総数

120 個

5. 新株予約権の発行価額

本新株予約権 1 個あたり金 423,600 円

6. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額(行使価額)

株式1株あたりの払込金額(行使価額) 金 13,090 円

7. 新株予約権の行使期間

平成21年4月2日～平成21年8月31日

8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組入れない額

会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満の端数切り上げ)を増加する資本金の額とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額を、増加する資本準備金額とする。

以上